

5. 市民の権利を護る議員でありたい！

- ◇ 議会は融通の利かない機関です。朝令暮改を防ぐ意味合いもあるからだと思料します。然し、私は法で許される緊急質問や一般質問、常任委員会での調査研究の場を駆使して、皆様の平穏な市民生活を守るための手立ての追求と、市民の求める声が私益ではなく公益であることを確認し、大いに聞く耳を傾けその実現のための手立てを勘考して実現に向けて行政に働きかけをしてまいります。
- ◇ 議員として、市が行う事業の合理性・必要性・費用対効果を物差しとして、市の事業評価を行い、場合によっては代替案を提唱してきました。
- ◇ 市民が行政に対して「おかしい？」と言える法律があります。行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法ですが、平成 26 年にこれら行政三法の改正と併せて行政書士法が改正され、特定行政書士が制定されました。

特定行政書士によって、“行政書士が作成した”官公署に提出する書類に係る許認可等に関する「行政不服申立てに係る手続の代理」が行えることになりました。「市民の権利を護る議員」を唱える以上、私は老骨に鞭うって、「この資格が市民の皆様のなにかしの権利救済に寄与できれば」と思い立ち、特定行政書士資格を取得しました。行政の立法案や法の運営に対して「おかしい？」と感じた場合は、特定行政書士に求められる「行政に対しての、客観的かつ公平な識見を備えた」議員として、須坂市民の権利を護り抜きたいと思います。